

事業税

本試験問題

〔第一問〕

問1 物品販売業のみ行う株式会社（資本金の額は1億円超）が解散（合併によるものでない。）した場合における清算中の各事業年度の法人事業税の申告納付について説明しなさい。

〔第一問〕

問2 法人の行う保険業（貿易保険業を除く。）に係る収入割の課税標準の算定方法について説明しなさい。
なお、分割基準については説明を要しない。

〔第二問〕

A氏はP県に所在する自宅の一部を店舗として利用し、雇用人B、Cの2名とともにマッサージ業を営み利益を得ている。加えてA氏は同自宅兼店舗にて、子Dに不動産の貸付けに関する事務に従事させ利益を得ている。

また、A氏は平成28年9月23日にQ県に新たに健康雑貨を販売する店舗を開設し、雇用人E、Fの2名を新たに雇い、販売業に従事させることとした。

平成29年度に課税される事業税の課税標準及び税額の算定についてA氏から尋ねられた場合、甲税理士はいかに説明したらよいか述べなさい。

なお、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除及び事業用資産の譲渡損失の繰越控除に関することについては説明を要しない。

【資料】

- A氏は平成18年の開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき所轄税務署の承認を受けており、継続して事業を行っている。
- A氏の子Dは地方税法第72条の49の12第2項に規定する青色事業専従者に該当する。
- A氏は子Dに支払った給与について、青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に期限内に提出している。
- A氏はマッサージ業以外には従事していない。
- マッサージ業はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に掲げる免許に基づくものである。
- A氏は社会保険診療は行っていない。
- A氏は地方税法第72条の2第10項第5号に掲げる両目の視力を喪失した者及び視力障害のある者に該当しない。
- マッサージ業、不動産貸付業、販売業それぞれを区分して所得を計算している。
- A氏が貸し付けている不動産はQ県に所在するアパート2棟16室である。
- 雇用人E、Fの2名を新たに雇ったことを除き、平成28年中に従業者数の変動はない。
- P県及びQ県は個人の事業税について、地方税法第72条の49の17第1項各号に掲げる標準税率と同じ税率を採用している。

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第一問〕問1

〔第一問〕

問1

清算中の各事業年度の申告納付について説明しなさい。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問1

〔第一問〕

問1

保険業を営む法人の課税標準の総額の算定方法について説明しなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問2

問2

甲税理士は、A県において学習塾を経営する乙氏（65歳）から個人の事業税について相談を受けた。乙氏は平成20年8月25日にB県に所在する薪炭製造業に係る設備及びC県に所在するマンションを相続により取得し、同日よりこれらの事業を開始している。

また、乙氏は平成28年7月21日より、B県において教育教材の販売店の営業を開始した。

なお、乙氏は同居している妻（58歳。乙氏と生計を一にしている。）、同居していない第一子（30歳。乙氏と生計を一にしない。）、同居している第二子（25歳。生計を一にしている。）及び数名の雇用人とともに上記に掲げる事業を行っているが、平成28年における各人の労働日数は次のとおりである。

所在地	事業の内容	乙	妻	第一子	第二子	雇用人
A県a市	学習塾の経営	250日	0日	270日	270日	1,800日
B県b市	薪炭製造業	0日	300日	0日	0日	360日
B県c市	教育教材の販売店	20日	0日	0日	0日	200日
C県d市	マンションの経営	0日	0日	0日	0日	366日

以上の事実を踏まえ、平成29年度における個人の事業税の課税標準及び税額の算定について乙氏から尋ねられた甲税理士はいかに説明すればよいか、次の【資料】も参考にして述べなさい。

【資料】

- B県b市における薪炭製造業は農業に関連するものではない。
- C県d市におけるマンションの経営は、25世帯収容のものでありその全てを賃貸している。また、管理人が常時駐在している。
- 上記における各事業は法施行地内における事業にかかるものであり、乙氏の事業の所得の算定上、法施行地外にその源泉を有するものは一切ないものとする。
- 乙氏は所得税において、青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けていない。
- 乙氏は開業以来連続して事業税の申告をしている。
- 上記の【資料】等以外に特に考慮すべき事項はないものとする。

ズバリ的中!

〔第三問〕

問1 甲ガス株式会社（以下「甲社」という。）の本体はA県に所在しており、B県において可燃性天然ガスの掘採を行い、A県、B県及びC県の需要家に対し導管によりガスを供給する事業を行っている。

次の甲社に係る【資料1】から【資料3】に基づき、第14期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料1】

- 第14期事業年度は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までである。
- 平成29年3月31日現在の貸借対照表は【資料2】のとおりである。
- 第14期事業年度の損益計算書は【資料3】のとおりである。

【資料3】

損益計算書
自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

甲ガス株式会社 (単位：百万円)

項 目	金 額	
I 製品売上	53,000	53,000
II 売上原価		
1 期首たな卸高	50	
2 当期製品製造原価	32,000	
3 当期製品自家使用高	1,400	
4 期末たな卸高	40	30,610
売上総利益		22,390
III 供給販売費	15,000	
IV 一般管理費	4,500	19,500
事業利益		2,890
V 営業雑収益		
1 受注工事収益	1,300	
2 器具販売収益	3,200	
3 その他営業雑収益	40	4,540
VI 営業雑費用		
1 受注工事費用	1,100	
2 器具販売費用	3,000	4,100
営業利益		3,330
VII 営業外収益		
1 受取利息	40	
2 有価証券利息	2	
3 受取配当金	140	
4 投資信託に係る収益分配金	80	
5 雑収入	330	592
VIII 営業外費用		
1 支払利息	200	
2 社債利息	90	
3 雑損失	40	330
経常利益		3,592

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

〔第二問〕

次の資料に基づき、A県に本店を置き電気供給業（電気事業法の規定による発電事業である。）を行うX株式会社（以下「X社」という。）の第68期事業年度に係る事業税額を計算過程を明らかにして算定しなさい。X社はA県のほかB県及びC県において同事業を行っている。

【資料】

- X社の第68期事業年度
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 資本金の額及び資本金等の額について
(1) 平成29年4月1日現在の資本金の額及び資本金等の額は、それぞれ1,298億6,000万円及び1,895億2,000万円である。
(2) 平成30年3月31日現在の資本金の額及び資本金等の額はそれぞれ1,428億5,000万円及び1,968億8,000万円である。
- X社の当事業年度に係る損益計算書は次のとおりである。

(単位：千円)

費 用	取 益
電気事業営業費用 (1,269,835,935)	電気事業営業収益 (1,556,655,671)
水力発電費 41,654,950	電灯料 221,090,557
汽力発電費 419,233,653	電力料 1,069,238,652
原子力発電費 60,156,122	地帯間販売電力料 189,569,395
内燃力発電費 956,122	他社販売電力料 56,561,369
地帯間購入電力料 50,896,126	電機事業雑収益 20,195,698
他社購入電力料 51,167,698	
送電費 96,181,516	
変電費 54,313,552	
配電費 165,149,824	
販売費及び一般管理費 257,370,532	
事業税 12,585,988	
その他 60,169,852	
営業外費用 (39,812,016)	営業外収益 (21,665,892)
財務費用 29,695,765	財務収益 16,234,193
事業外費用 10,116,251	事業外収益 5,416,99
法人税等合計 (94,035,700)	
法人税等 94,035,700	
当期純利益 (174,637,912)	
当期純損失 174,637,912	
合 計 1,578,321,563	合 計 1,578,321,563

スバリの的中!

＜損益計算書の附記事項＞

1. 「売上原価」にはB県において行っている天然ガスの掘採に伴い申告納付した鉱産税20百万円が含まれている。なお、鉱産税の税率は100分の1である。
2. 甲社は、自社で掘採する天然ガスの他に、乙株式会社（収入金額に対する事業税を課される法人）から導管によるガスの供給を受け、当該ガスは自社の導管によりガスの需要者に供給を行っている。
「供給販売費」には乙株式会社に支払ったガスの代金1,500百万円が含まれている。
3. 甲社は、丙株式会社（収入金額に対する事業税を課される法人）からガス事業法に規定する託送供給を受けて大口供給を行っている。
「供給販売費」には丙株式会社に支払った託送料金3,000百万円が含まれている。
4. 当期において、売掛金300百万円が貸倒れとなった。
当該損失は「供給販売費」に含まれている。
5. 営業雑収益の「その他営業雑収益」の内訳は、次のとおりである。

ガスメーター及びガス器具賃貸料収入	20百万円
ガスメーター等検査手数料収入	16百万円
ガス供給に必要な施設を設けるため、ガスの需要者その他の施設によって便益を受ける者から取納する金額	4百万円
6. 営業外収益の「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

建物の賃貸料収入	180百万円
（そのうち社宅貸付料収入は6百万円である。）	
損害賠償金収入	100百万円
不要品売却益	50百万円
（不要品売却による収入は300百万円である。）	
7. 特別利益の「投資有価証券売却益」は、投資有価証券を2,500百万円で売却したことにより生じたものである。
8. 特別損失の「固定資産売却損」は、固定資産を5,000百万円で売却したことにより生じたものである。

●実力完成答練 第4回「第二問」

4. 損益計算書における留意事項
 - (1) 「地帯間販売電力料」及び「地帯間購入電力料」とは、いわゆる9電力会社間における地帯間電力融通契約によって売買した電力の料金をいう。
 - (2) 「他社販売電力料」及び「他社購入電力料」とは、他の電気供給業を行う法人等との間で売買した電力の料金であり、上記4.(1)に該当しないものをいう。なお、「他社購入電力料」には、B県において公営電気供給事業を行っている地方団体B県及びC県において個人事業として電気供給業を行う丙野太郎氏からの購入電力料がそれぞれ765,167千円及び6,175千円含まれている。
 - (3) 販売費及び一般管理費には、電灯料収入に係る貸倒損失が15,400千円含まれている。
 - (4) 財務収益は、受取配当金、預金利息及び貸付金利息の合計額である。
 - (5) 「電気事業雑収益」及び「事業外収益」の内訳及び留意事項は次のとおりである。
 - ① 受託工事益1,697,423千円。なお、受託工事収入金額は8,691,652千円であり、下請業者に支出した金額は4,190,507千円である。
 - ② 貸地等収入 265,158千円
なお、上記金額のには社宅貸付料の収入金額が98,315千円含まれている。
 - ③ 固定資産売却益 1,298,695千円
なお、当該固定資産売却益に係る収入金額は16,591,115千円である。
 - ④ 電球引換料、配線貸付料及び諸機器貸付料の合計額 398,236千円
 - ⑤ 損害賠償金 876,915千円
 - ⑥ その他21,090,970千円（なお当該金額には課税標準の算定上控除すべき金額は含まれていない。）
- (6) 「事業外費用」に掛かる留意事項は次のとおりである。
 - ① 不用品売却損 817,256千円
なお、当該不用品売却損に係る収入金額は969,816千円である。
 - ② 固定資産売却損 957,898千円
なお、当該固定資産売却損に係る収入金額は3,947,162千円である。
 - ③ その他 8,341,097千円（なお、当該金額には課税標準の算定上考慮すべき金額は含まれていない。）

ズバリ的中!